

岡山市創業促進助成金に関するQ&A

【申請時】		
	質問	回答
対象者	会社の設立日は何をもって判断するのか。	法務局が発行する全部事項履歴証明書に記載されている会社の成立年月日により判断します。
	法人成りは対象になるか。	以下の条件に合致する場合、対象となります。 ①創業後5年未満であること。 ②特定創業支援等事業の支援を受けていること。 ③法人成りする会社の設立日が岡山市が発行する証明の発行日以降であること。
	会社を設立して創業する場合、設立した会社の代表者の住所が岡山市外でも会社の本店所在地が岡山市内にあれば対象となるか。	対象になります。ただし、市内に所在する認定連携創業支援等事業者による支援を受ける必要があるので、注意願います。
	法人設立後に特定創業支援等事業の支援を受け、岡山市から証明を受けたが、その場合は対象となるのか。	対象になりません。特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明は、 <u>必ず法人設立前に受けるようにして下さい。</u>
	過去に事業を営んでいたが、現在はその事業は廃業している。この度、再度、事業を立ち上げ会社を設立するが対象になるか。	対象となります。ただし、以下の要件を満たす必要があります。 ①新しい事業が創業後5年未満であること。 ②特定創業支援等事業の支援を受けていること。 ③会社の設立日が岡山市が発行する証明の発行日以降であること。
	今後、複数の会社を設立する予定があるが、会社設立の度に申請することが可能なのか。	設立する会社の代表者が同じ方である場合、最初に設立した会社に対してのみ申請が可能です。
	事業開始の準備などのために、令和7年3月31日までに会社の設立登記をしているが、実際の事業は令和7年4月1日以降に開始している。この場合は対象になるか。	対象になりません。設立日が令和7年4月1日から令和8年3月31日の間である必要があります。
	会社の設立年月日は令和8年3月31日と全部事項履歴証明書に記載があるが、全部事項履歴証明書の取得が遅れ、提出書類が揃ったのが、令和8年4月以降となってしまった。給付を受けることはできるのか。	岡山市に対する交付の申請が3月31日までに行われていた場合、対象となります。 提出書類が事情により揃わず、年度を超える場合、交付申請の日が年度内であるかどうかで判断いたします。郵送の場合は、3月31日必着となりますので、ご注意下さい。
	国、県、他自治体等の補助金等に採択されている場合、本助成金の給付を受けることは出来るのか。	他の補助金を受けている場合でも本助成金の給付を受けることはできます。 <u>ただし、国、県、他自治体の補助金等の採択要件において他の補助金等の交付を受けることを禁止されている場合が考えられますので、併用する際には担当の部署等へ確認をお願いします。</u>
申請書類	代表者以外の者が申請してもよいのか。	代表者に申請いただく必要があります。 ただし、申請書類の提出や事務連絡などの手続きは代表者以外の方が行ってもかまいません。なお、代表者に申請いただくため、特定創業支援等事業の支援を受ける際も代表者が支援を受ける必要があります。
	共同代表者の場合、申請者の記載は複数名の記載となるのか。	申請者の記載は1名で構いません。ただし、認定連携創業支援等事業者が実施した特定創業支援等事業による支援を受けるとともに、同事業による支援を受けたことを証する書類（特定創業支援事業報告書）を提出できる方を申請者としてください。
	申請する口座については、代表者個人のものかそれとも会社の口座となるのか。	原則として代表者個人の口座となります。事情により、設立した会社の口座に振り込む必要がある場合については、別途必要な書類を追加で提出して頂きます。